

公園・緑地・緑道を 利用する時のお願い

●ルールを守って利用してください

皆さんが楽しく安心して公園・緑地・緑道を利用できるよう、ルールを守って利用してください。



●スケートボードやインラインスケートなどをしないでください

スケートボードやインラインスケートなどは禁止しています。自転車と同様に人とぶつかってしまう恐れがあり、他の利用者への迷惑となります。

●野球やサッカーなどの球技をしないでください

他の利用者がいる中で球技を行うことは非常に危険です。また、周辺の敷地内にボールが入って迷惑をかけたり、道路にボールが飛び出し大事故につながったりする恐れがあります。

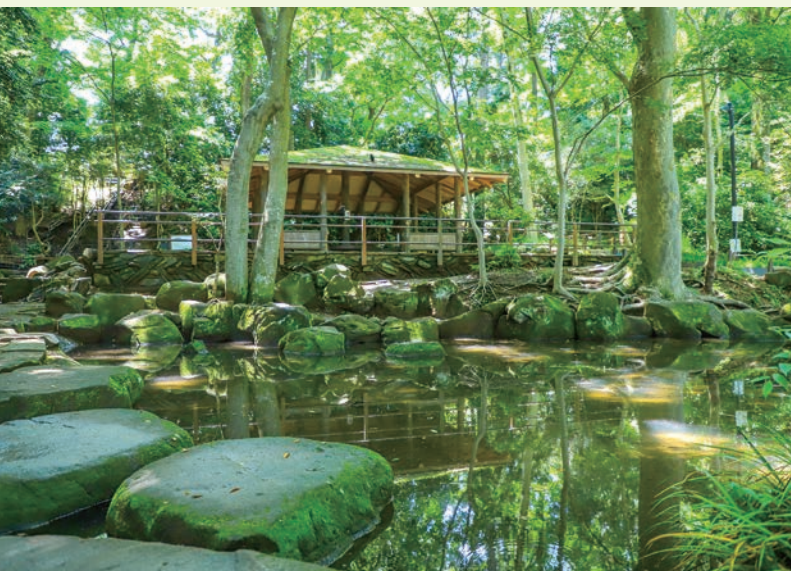
●夜間、早朝は騒音を出さないでください

大声を出して騒いだり、大きな音が出るようなことは、近隣の人へ迷惑となります。

●火気は使用しないでください

花火やバーベキューなどの火気の使用は禁止しています。火災が発生する原因となります。

▼大井弁天の森



●遊具などの施設にいたずらをしないでください

遊具などを壊したり、落書きをしたりしないでください。壊れた状態で遊具を使用することは大変危険です。見かけた場合は、公園緑地課までご連絡ください。遊具の正しい使い方は、市ホームページをご覧ください。

●自転車の通行はできません

小さな子どもや高齢者も多く利用する公園などでは、自転車で通行すると、人にぶつかってけがをさせてしまう恐れがあります。自転車は乗らずに押して通行してください。



●受動喫煙防止にご協力ください

公園などでは、路上喫煙禁止区域内のココネ広場を除いて、喫煙を禁止していませんが、小さな子どもやタバコの煙が苦手な人もいます。喫煙される際は周囲に配慮し、状況によっては控えるなどの心配りをお願いします。

●ごみやペットのふんなどは持ち帰ってください

公園などにゴミ箱は設置していないため、ごみは持ち帰ってください。市内の一部の公園などでは、ペットを散歩させる際に園内を通行することができますが、その際はペットのふんを放置せず、ふん処理用のゴミ袋を持ち歩くなどして、飼い主が責任を持って必ず持ち帰ってください。



未来へつなぐ 公園の使い方

問 公園緑地課(TEL 049・220・2067)、子育て支援課(TEL 049・262・9033)

公園を気持ちよく 使うために

市内には、大小合わせて164カ所の公園、緑地などがあります。公園は、子どもから高齢者まで、地域のさまざまな世代が安心して集い、自由に過ごせる大切な場所です。

公園のルールに「禁止事項やお願い」が多く感じられるのは、実はすべての利用者が安心して過ごすために配慮された結果です。公園は、幅広い世代の人が散歩、遊びや運動、静かに休むなど、さまざまな目的をもって同じ空間を共有する場所です。そのため、一部の人間にとっては楽しいことも、別の人間にとっては危険や不快につながることもあります。

公園は地域の憩いの場。小さな子どもから高齢者まで、さまざまな人が利用します。だからこそ、みんなで思いやりを持って使いたいですね。利用の仕方やマナーを守るなど、少しの心配りで楽しい時間がもっと広がります。皆さんのご協力をお願いします。

トラブルを未然に防ぎ、誰もが気持ちよく過ごせるようにするために「禁止事項やお願い」という形で利用ルールが決められています。ルールは、楽しみを奪うためではなく、共に快適に過ごすための思いやりから生まれています。



公園、こんなときは？

3ページに公園などを利用するときの使い方をお知らせしていますが、公園利用者からの「こんなときはどうしたらよいのか?」という質問にお答えします。

子どもが自転車に乗る練習はどこでできますか？

小さなお子さんなどが保護者と一緒に自転車に乗る練習をする場合は、他の人にぶつからないよう注意しながら公園を利用することができます。



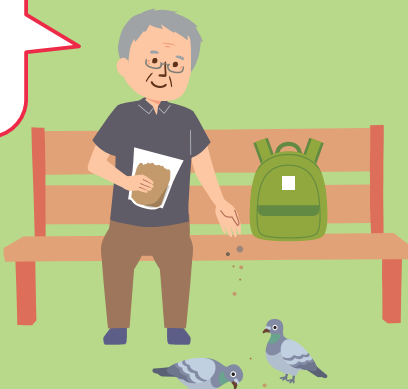
ペットと一緒に公園で遊べますか？

ペットのふんを持ち帰る、リードは外さないなど、ルールを守ってペットの散歩ができる公園があります。対象の公園は市ホームページをご覧ください。



動物に餌をあげないでください

排泄物や鳴き声が増えたり、残った餌が腐って悪臭や虫などの発生の原因になることがあります。



新しい遊具は設置してもらえますか？

公園には、皆さんが楽しく安全が確保できる遊具を設置しています。古くなった遊具を新しく取り替える場合には、安全基準が新しくなっていて同じ遊具を設置できない場合もあります。新しく遊具を設置する場合、皆さんからの要望については、自治組織や公園愛護会と相談して決めています。

誰もいない夜なら公園でボールを使って練習しても大丈夫ですか？

公園に誰もいなくても、夜間や早朝に公園などで大声を出して騒いだり、ボールの弾む音が出たりすると近隣の住民や通行する人に迷惑です。夜間や早朝を避けて専用のスペースやグラウンドで練習しましょう。例えば、運動公園や第2運動公園はバスケットボールゴールで3×3や壁打ちができる広場です。予約せずに無料で使えます。



野球やサッカーなどのボールを使うにはどこで遊べばよいのですか？

公園などで球技はできませんが、就学前などの小さな子どもが、保護者と一緒に柔らかいボールで遊ぶ程度の遊び方は禁止していません。しかし、柔らかいボールでも強く投げたり、蹴ったりすると危険です。そのような遊び方は「ボール遊び」とは言わず「球技」とみなしています。元気よくボールを使いたい場合は、球技ができる公園(運動公園など)で遊びましょう。10ページをご覧ください。



散歩ができる公園や緑道はどこにありますか？

市内のお散歩ができる公園などの「おさんぽマップ」には、トイレや水飲み場(水道)の位置、距離や目安の時間などが書いてあります。マップを参考にお散歩してみると新たな発見があるかもしれません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



スケートボードがしたい場合はどこに行ったらできますか？

運動公園の子ども広場の隣にある調整池で、スケートボードやBMXなどができます。利用方法は公園緑地課へお問い合わせください。



公園の使い方がすぐ分かる掲示板などはありますか？

市内の公園は全て同じ使い方が基本です。3ページをご覧ください。



福岡
中央公園

ボール遊びができる ゾーン・ルール

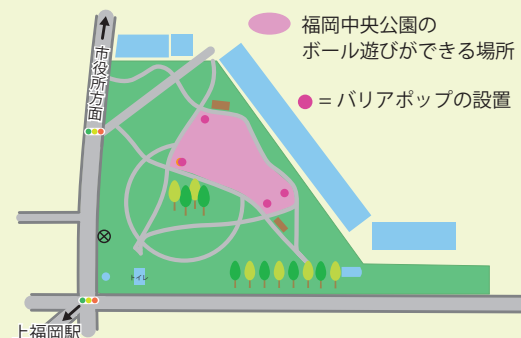
広場からボールが飛び出さない、歩行者などの他の公園利用者の妨げにならない範囲において、子どもとその保護者などの同伴者が、他の利用者などに迷惑にならない、けがをさせないボール遊びをできることとします。

なお、この取り組みは、子どもの外遊びにおけるボール遊びの場所の確保を目的とするものであり、大人の人だけでもしくは子どもであっても、ボールを使用したスポーツの練習などを許可するものではありません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ボール遊びについてのルール

- ①硬いボールやバットなど、他の利用者に危険を及ぼす道具の使用はできません。
- ②他の公園利用者にかまわず走り回ってボールで遊ぶことは、「危険なボール遊び」として判断し、禁止とします。
- ③早朝や夜間(午前10時前、午後5時30分以降)に声やボール音が響く状況で、ボール遊びをすることも、近隣にお住まいの人の迷惑となるので禁止します。
- ④フェンスや樹木などの公園施設に向けての行為や他の利用者の近くで、ボールを投げたり蹴ったりすることは禁止します。
- ⑤遊具付近、園路や出入口付近、トイレなどの公園施設、出入口、花壇の近くなど、ボール遊びに適さない場所では、ボール遊びはしないようにお願いします。



ルールが守られないが続いた場合は、再度ボール遊びが禁止になることもありますので、注意した上でご利用ください。
地域の皆さんのご理解のもとで利用ができることを考え、他の公園利用者と譲り合いながら各自自己責任の上でご利用をお願いします。

みんなで決めた「できる方法」

福岡中央公園の ボール遊び

「禁止」から「可能」へ 公園の使い方に 新しい選択肢を

公園では、安全面や騒音などから、サッカーや野球などの球技を禁止しています。

そんな中、市民の皆さんから「子どもたちに身近な公園でキャッチボールなどのボール遊びをさせてあげたい」「公園でボール遊びがしたい」などと、多くの声をいただいています。

できる方法は何かないかと、市では公園でのボール遊びが可能となるよう検討を続けてきました。

公園利用アンケートに 寄せられた市民の声

令和5年1月には、市内の子育て支援拠点や商業施設に来た子どもや保護者などに向けて、公園でのボール遊びに関するアンケートを実施しました。

「いつしたら公園でボール遊びができるようになるか」という質問に「子どもと地域が一体となってルールを決める」という意見が多くあり、モデルケースとして福岡中央公園でのボール遊びについて考えるワークショップを実施しました。



▲令和5年7月の小・中学生、近隣自治組織の代表、福岡中央公園を愛し育てる会の代表の合計15人が集まったワークショップの様子

地域で決めた 実現可能なルールと使い方

このワークショップを通じて「公園内の一部分をボール遊び可能なエリアとして設定する」決められ

場で生きた事例となりました。

地域住民の大人と子どもが共に話し合い、みんなでルールを決め、お互いに理解し合うことができた場合に限り、場所や時間を限定し、子どもたちがボール遊びができるようになりました。



ふじみ野市 こどもの未来を育む条例 (抜粋※1)

こどもの意見表明及び社会参加への支援
第12条 市、保護者及び地域住民等は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、及び支援を行うよう努めるものとする。

自由な外遊びの場の確保
第19条 市は、こどもの体力の向上において、自由な外遊びが必要かつ重要であることを周知し、啓発するとともに、こどもの自由な外遊びの場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

詳しい条例の内容は、市ホームページをご覧ください。



た条件内で遊ぶためのルールを設ける」といった具体的な方向性が共有されました。
その後、市の関係機関で協議し、道路へボールが出ないという点に配慮したものを追加し、ワークショップ参加者の了承のもと決定されました。
こうした意見の集約や市民参加による丁寧な話し合いの流れを経て、令和6年4月から福岡中央公園では、決められたエリアと決められたルールのもとでボール遊びが可能となりました。



▲福岡中央公園のバリアポップ

ワークショップでは

- step 01 公園でボール遊びができない理由を一人一人が付箋に書き出す
- step 02 2つのグループに分かれ、意見が書かれた付箋を貼りながら話し合う
 - ・安全面への懸念
 - ・周囲への迷惑
 - ・ルールの認識不足など
- step 03 ボール遊びを可能にできるアイデアはないか？
 - ・遊べるエリアを分ける
 - ・柔らかいボールを使う
 - ・見守り体制を整えるなど
- step 04 各グループで意見を発表し合い、全員で共通点や改善点を確認する

さまざまな
視点が反映
された意見

前向きな
意見が
たくさん

地域によって違う“公園の顔”

七彩緑地の ボール遊び

七彩緑地は、鶴ヶ岡四丁目にある、660mほどの芝生のはれた広場です。

七彩緑地は、以前からタウンミーティングなどで、地域住民の皆さんから子どものボール遊びが公園でできるようにして欲しいという要望をいただいており、それを実現させるための取り組みを検討してきました。

今回、公園がある地域の七彩の街町会楽山会長と鶴ヶ岡四丁目町会笹目会長にお話を伺いました。



▲七彩緑地で初めて靴を履いて外歩きた子ども

住民の反応は？

笹目 近所の人から「今までは家の前でボール遊びをして、車にぶつけてしまっていたけれど、公園でボール遊びができるようになってうれしいです。ありがたうございます」と声をかけていただきました。

楽山 「親子でキャッチボールができるようになってうれしい」といった良い反応が多かったです。危険なことが起きたり、気になったことは

笹目 ボール遊びだけでなく、子どもの遊び場、遊べる場所があるという事が大切で、子どもの意見も地域の人の意見もどちらも尊重するべきことです。子どもたちはボールで遊ぶときに、どうやって遊んだら危険になるか、人にぶつかってしまうか、ボールがフェンスを越えてしまうかなど、周りの状況を見て、遊びながら学んでいくのではないのでしょうか。注意されたり失敗しても小さな子が公園に入ってきたら

地域の住民からの要望で

ボール遊びができないとき の地域の人の声

- ・公園から子どもの声が聞こえなくなった。
- ・孫を連れて遊びに行くけど、いろいろと禁止なので何で遊んだら良いのか分からない。
- ・何もできない公園って誰が使うのだろうか。



七彩の街町会 楽山会長

笹目 私は、近所を散歩しているときに、ボールを持っていた中学生から声をかけられました。「公園でボールを持っているだけで注意された。私たちはどこでボール遊びをしたらよいのか」と。私は「この公園では遊べないから、他のボールが使える公園に行つてね。応えられなくてごめんね」と言ったのが、心に残っていて、残念な思いをしたことがありました。

楽山 タウンミーティングに参加した時に、小学生の子を持つ父

親から「バットを持って走り回るわけではないので、友だちや親子でキャッチボールくらいは公園でやりたい」との意見を聞きました。昔と違って今は公園でボール遊びができないので、かわいそうに思いました。数年前のことなので、親子でキャッチボールするのは卒業するくらいの年齢になってしまったかなとも思っています。親子でキャッチボールするくらいの遊びは、見ていてほほ笑ましく、ボール遊びで公園を使つて欲しいという思いが中心にありました。鶴ヶ岡コミュニティセンター

ボール遊びを止めるなど、迷惑をかけずに遊べるようなチャレンジができる公園は地域の学びの場でもあるかと思っています。地域の大人たちも、ある程度広い心で見守ることも大切です。

楽山 今回決まった七彩緑地の使い方のルールは、公園フェンスに掲示しています。

先日は、一人で遊びに来た小学生が、フェンスにボールを当てて遊んでいたの、使用方ルールの張り紙と一緒に見ながら「ここに

書いてあるように、フェンスにボールをぶつける遊びはできないことになっているんだ。違うボールの遊び方をしてね」と説明しました。

その子どもも理解してくれて、違うボール遊びを始めました。

知らなかったことは、知っている他の人が教えてあげれば良いことです。対話ができると、その行動の理由もわかり、お互いに譲り合つて公園を使っている環境になっていると感じました。

ボール遊びが可能になって からの地域の人の声

- ・周りを見て気遣いながら、ボールで遊ぶ子ども達の喜ぶ顔が見られるのはうれしい。
- ・さまざまな年代の人が公園を使うから、周りに気を付けて遊ぶことで、お互い様の思いやりの心も生まれるから良い。



鶴ヶ岡四丁目町会 笹目会長

地域の調整

楽山 子どもの自由な外遊びの場を確保するため、地域住民、自治組織に協力を求めるよう、市でも調整いただきました。

福岡中央公園でのワークショップで決まった「公園の使い方方のルール」などを参考に、七彩緑地のルールも考え、公園を管理している公園緑地課へ許可をもらい、ボール遊びがスタートしました。



- 1 楽しくボール遊びができるように、譲り合つて利用すること。
- 2 以下の項目については禁止とします。
 - ・近隣にお住まいの方の迷惑となる早朝や夜間(午前10時前、午後5時30分以降)に声やボール音がひびく状況でのボール遊び。
 - ・フェンスに向けてボールをぶつけるなどの行為。

●危険なボール遊び

- ・硬いボールやバットなど、他の利用者に危険を及ぼす道具の使用。
- ・他の利用者にかまわず走り回ってボールで遊ぶこと。
- ・他の利用者の近くで、ボールを投げたり蹴ったりすること。

※なお、町会行事などの利用団体がいる場合は、使用できません。



七彩 緑地

ボール遊び のルール





みんなでつくる「思いやり公園」



地域によって場所や人、周りの環境などが違うからこそ、それぞれの地域に合った話し合いや工夫、つながりを深めることが大切です。



特徴のある公園



公園によっていろいろな使い方ができる、少し特徴がある公園があります。ボールが使える、健康遊具や水遊びがあるなど、目的に合わせて公園をお楽しみください。



- 運動公園(福岡新田247・1)
- 第2運動公園(福岡5)

フリースペースでは、ボールが使えます。壁打ち練習ボードはテニスネット、サッカーゴールのライン入り。



▲運動公園



▲第2運動公園

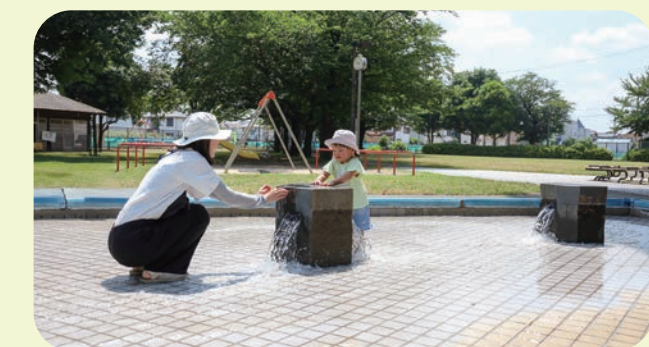


- 亀久保西公園(大井中央3・25・3)

健康遊具は、もくせい公園、亀久保西公園、ねむの木公園、苗間みほの公園に設置しています。公園ごとに遊具が違いますので、いろいろな公園に行ってみてください。



▲公園・緑地



- 亀久保中央公園(亀久保1・2)

夏場に水遊びができる流水施設があります。7月上旬から9月下旬まで稼働しています。

- ・じゃぶじゃぶ池(亀久保中央公園・東原親水公園)
- ・噴水&ミスト(福岡中央公園)
- ・ミスト(西中央公園・東久保中央公園)



▲流水施設がある公園

- 東久保中央公園(ふじみ野1・3)

今年3月にリニューアルしたインクルーシブ遊具のある公園です。暑い季節はミストが出ます。

